

令和3年わかやま夏の交通安全運動推進要綱

1 目的

この運動は、夏季の行楽等による交通量の増加、暑さからくる疲れや気のゆるみなどによる夏特有の交通事故が多発する時期をとらえ、県民一人一人に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故の防止を図ることを目的とする。

2 期間

- (1) 運動期間：7月11日（日）から7月20日（火）までの10日間
- (2) 近畿交通安全デー：7月15日（木）

3 主催

和歌山県・交通事故をなくする県民運動推進協議会（会長 仁坂 吉伸）

4 運動重点

- (1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- (2) 自転車の安全利用の推進
- (3) 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上
- (4) 飲酒運転の根絶

5 運動重点に対する主な推進項目

- (1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

ア 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- (ア) 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うなどの基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、手を上げる、運転者に顔を向けるなど横断する意思を伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気を付けることを促す呼び掛けの強化
- (イ) 歩行中児童の交通事故の特徴（全国的に飛び出しによる死亡・重傷者が多いなど）、高齢歩行者の死亡事故の特徴（全国的に車両の直前直後横断の法令違反が多いなど）を踏まえた交通安全教育の実施
- (ウ) 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進
- (エ) 道路を通行するに際し、歩きながらスマートフォン等の画像を注視したり、操作するなどの行為の危険性の周知徹底

イ 歩行者の安全の確保

- (ア) 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路における見守り活動の推進
- (イ) 高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための参加・体験型の交通安全教育の推進

- (ウ) 反射材用品の視認効果や使用方法の周知と着用の促進
- (2) 自転車の安全利用の推進
 - ア 自転車の交通ルールの周知徹底
 - 「自転車安全利用五則」及び傘差し、スマートフォン・イヤホン等使用禁止の周知徹底
 - イ 自転車利用者自身の安全確保
 - (ア) 幼児・児童のヘルメット着用の徹底と、全ての年齢層の自転車利用に対するヘルメットの着用の推奨
 - (イ) 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と、幼児2人同乗用自転車について、転倒防止のための利用方法に関する具体的な危険性の周知等、安全利用の促進
 - (ウ) 自転車の安全を確保するための定期的な点検整備の促進
 - ウ 自転車保険等の加入の促進
 - 被害者の救済に資するため、「和歌山県自転車の安全利用の促進に関する条例」に基づく損害賠償責任保険等への加入の促進
- (3) 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上
 - ア 運転者の交通ルール遵守の徹底等
 - (ア) 歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った交通マナーの呼び掛け及び交通ルール遵守の徹底
 - (イ) 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き直前で停止できる速度で進行する義務と横断歩道等における歩行者等の優先義務の遵守による歩行者等の保護の徹底
 - (ウ) 運転者に対し、歩行者の保護意識の向上を始め、安全運転に必要な知識や技能を向上するための交通安全教育や広報啓発の推進
 - (エ) 運転中のスマートフォン等使用の危険性の周知と罰則強化についての広報啓発
 - (オ) 夕暮れ時における早めのライト点灯及びハイビームの適切な使用
 - イ 高齢運転者の交通事故防止
 - (ア) 各種シミュレータを活用するなど、加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響が客観視できる参加・体験型の交通安全教育の実施
 - (イ) 衝突被害軽減ブレーキ等を搭載した先進安全自動車（セーフティ・サポートカー含む）の普及啓発
 - (ウ) 身体機能の低下等により運転に不安のある運転者に対する安全運転相談窓口（#8080・シャープハレバレ）の周知及び利用促進
 - (エ) 運転免許の自主返納に伴う各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進
 - ウ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
 - (ア) 全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用義務の周知徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進
 - (イ) シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底
 - (ウ) 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化
 - エ 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の防止
 - (ア) 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性の周知と「道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）」による罰則の創設等についての広報啓発
 - (イ) 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダの普及促進に関する広報啓発の推進
- (4) 飲酒運転の根絶

- ア 家庭、職場、飲食店等の地域ぐるみで飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
- イ 「和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例」に基づく飲食店等への啓発及びハンドルキーパー運動の促進
- ウ 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施

6 運動の実施要領

- (1) 主催機関は、関係機関・団体等との連携を密にし、支援・協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立する。
- (2) 主催機関は、組織の特性を活かして地域住民が参加しやすいように創意・工夫し、以下の諸活動を展開又は支援する。
 - ア 自動車教習所等の練習コース、視聴覚教材、シミュレーター、スケアード・ストレイト方式等を活用した参加・体験・実践型の各種交通安全教育の実施
 - イ 各種広報媒体を活用した街頭キャンペーン及び街頭における交通安全指導、保護・誘導活動の実施
 - ウ 交通安全教材や地域の交通事故実態と特徴が容易に理解できる各種資料（交通事故統計、広報啓発資料等）の提供
 - エ 有識者、交通事故被害者等が参加する交通安全シンポジウムの開催
 - オ 交通安全に関する作文、標語等の募集と活用
- (3) 主催機関・団体は、交通安全キャンペーンや交通安全教育等を通じて反射材用品、明るく目立つ色の衣服等の着用の必要性、「自転車安全利用五則」の周知徹底、シートベルトとチャイルドシートの着用効果、飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転等の悪質性・危険性に関する広報啓発活動を展開する。
- (4) 主催機関・団体は、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯端末、広報車等、各種の媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、運動重点を効果的に推進するための関連情報はもとより、交通事故実態に応じた事故防止対策を的確に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の高揚を図る。
- (5) 主催機関・団体は、所属の全職員に対し、本運動の趣旨及び重点等を周知させ、飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転等をしない、させないことはもとより、反射材用品等の着用、自動車乗用中における後部座席を含む全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの着用や自転車乗用中の交通ルールへの遵守等、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をする。
- (6) 県及び市町村は、事前に運動の趣旨等について広く住民に周知し、市民参加型の交通安全運動の充実・発展を図るとともに、住民本位の運動として展開されるよう、民間団体及び交通ボランティア等との幅広い連携を図りつつ、地域の交通事故実態及び住民や交通事故被害者等のニーズ等を踏まえた実施に努める。
- (7) 県及び市町村は、高齢化が進む交通ボランティアの活性化と若者の交通安全意識の向上を図るため、各種交通安全キャンペーン、街頭監視・指導活動等への若者の参加促進に努める。

7 家庭・地域・学校・職域における運動の推進方法

- (1) 家庭・地域における運動の推進方法
 - ア 自治会、町内会、老人クラブ等との連携による世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催するとともに、住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリハットマップ

の作成等を実施し、住民側から見た交通上の危険箇所等を積極的にくみ上げ、その把握と解消に努める。

イ 家庭内における話し合い等を通じて、交通安全意識を高めるとともに、保護者や家族が自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、通学路等での交通事故の発生状況など身近な交通事故実態、シートベルトとチャイルドシート及び反射材用品・明るい目立つ色の衣服等の着用効果、飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転等の悪質性・危険性、自転車の安全利用等に関する必要な資料・情報の提供を行う。

ウ 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導等の高齢者と接する機会を利用した交通安全指導が地域ぐるみで行われるよう努める。

(2) 保育所、幼稚園、小学校等における運動の推進方法

ア 保護者、保育士、教師等との連携により、子供と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催して、歩行中の安全な通行方法や「自転車安全利用五則」を活用した自転車の安全利用等の交通ルールを理解及び交通マナーの向上を図る。

イ 保護者に対して幼児二人同乗用自転車の安全利用並びに幼児・児童の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用及び幼児用座席に幼児を乗車させる際のシートベルト着用を促進するほか、自動車乗車中におけるチャイルドシートの正しい使用の徹底を図る。

ウ 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリハットマップの作成等を実施し、子供の目線から見た通学路等における交通上の危険箇所の把握と解消に努める。

(3) 職域における運動の推進方法

ア 職場の管理者、安全運転管理者、運行管理者等との連携により、事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等を開催する。

イ 飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知等について指導を徹底する。

ウ シートベルトの着用効果の理解促進及び全ての座席における着用の徹底、自転車利用者に対する交通ルールの遵守等、職域における交通安全意識の向上を図る。

エ 社内広報誌（紙）を活用した積極的な広報啓発活動や職域の職員による地域の各種交通安全啓発活動への参加を促進するため、安全運転や交通事故情勢などに関するきめ細かな情報提供を行う。

8 効果評価の実施

主催機関は運動終了後にその効果評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努める。

9 新型コロナウイルス感染症の状況等に応じた運動の実施

推進機関等は、本運動の実施に当たって、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う県民の交通行動の変化等を注視しつつ、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の向上に努めるものとする。

推進機関・団体

和歌山県	市町村	和歌山県議会
和歌山県教育委員会	和歌山県公安委員会	和歌山県警察本部
近畿運輸局和歌山運輸支局	和歌山労働局	近畿地方整備局
和歌山県市長会	和歌山県市議会議長会	和歌山県町村会
和歌山県町村議会議長会	和歌山県市町村教育委員会 連絡協議会	和歌山県高等学校長会
和歌山県中学校長会	和歌山県連合小学校長会	和歌山県公民館連絡協議会
和歌山県経営者協会	和歌山県青年団協議会	和歌山県PTA連合会
和歌山県高等学校 PTA連合会	和歌山県公立幼稚園・ こども園長会	和歌山県私立幼稚園協会
和歌山県交通安全協会	和歌山県トラック協会	和歌山県タクシー協会
和歌山県バス協会	和歌山県自動車整備振興会	和歌山県自動車販売 交通安全対策推進協議会
和歌山県自転車軽自動車 商業協同組合	西日本旅客鉄道株式会社 和歌山支社	南海電気鉄道株式会社 和歌山支社
有田鉄道株式会社	紀州鉄道株式会社	和歌山県建設業協会
和歌山県農協交通安全運動 推進協議会	和歌山砂利碎石 生産業協同組合	和歌山県保育所連合会
和歌山県高速道路 交通安全協議会	和歌山県指定自動車 教習所協会	和歌山県交通安全母の会 連絡協議会
和歌山県交通指導員会 連絡協議会	和歌山青年会議所	和歌山バス株式会社
西日本高速道路株式会社 関西支社和歌山高速道路事務所	自動車事故対策機構 和歌山支所	自動車安全運転センター 和歌山県事務所
軽自動車検査協会 和歌山事務所	和歌山県軽自動車協会	和歌山県老人クラブ連合会
和歌山県交通運輸産業 労働組合協議会	和歌山県石油協同組合	和歌山県地域交通安全活動 推進委員連絡協議会
和歌山県交通遺児を 励ます会	和歌山電鐵株式会社	日本自動車連盟和歌山支部